

(夜間・休日の体制)

第7条 夜間及び休日の防火管理及び無人時の対策は別表2の2によるものとする。

第3章 火災予防

(点検検査基準)

第8条 火災予防上の自主検査、消防用設備等の点検基準は別表3によるものとする。

第4章 火災防ぎよ

(防ぎよ)

第9条 当該防火対象物の内外に火災又は、その他の災害が発生した場合は、被害を最小限度にとどめるため、自衛消防組織の編成により、任務の遂行にあたる。

また、消防隊到着に際しては、通報連絡及び避難誘導にあたるものは、人命救助の要否等、火災の状況を報告するとともに、消防隊の誘導、ならびにその他の連絡にあたるものとする。

第5章 教育訓練

(教育訓練)

第10条 防火管理者は、関係者に対して防火に関しての教育訓練を実施しなければならない。
(自衛消防訓練)

第11条 防火管理者及び関係者は、有事に際し被害を最小限にとどめるため、自衛消防訓練により 技術の錬磨を期するよう努力するものとする。

訓練の種類は次による。

- (一) 部分訓練(消火・通報・避難・その他)
- (二) 総合訓練

第6章 消防機関との連絡等

(連絡事項)

第12条 防火管理者は、次に掲げる事項について消防機関へ連絡を行うとともに、防火管理の適正を期するよう努力しなければならない。

- (一) 消防計画の提出(変更の際はその都度)
- (二) 査察の要請
- (三) 教育訓練指導の要請

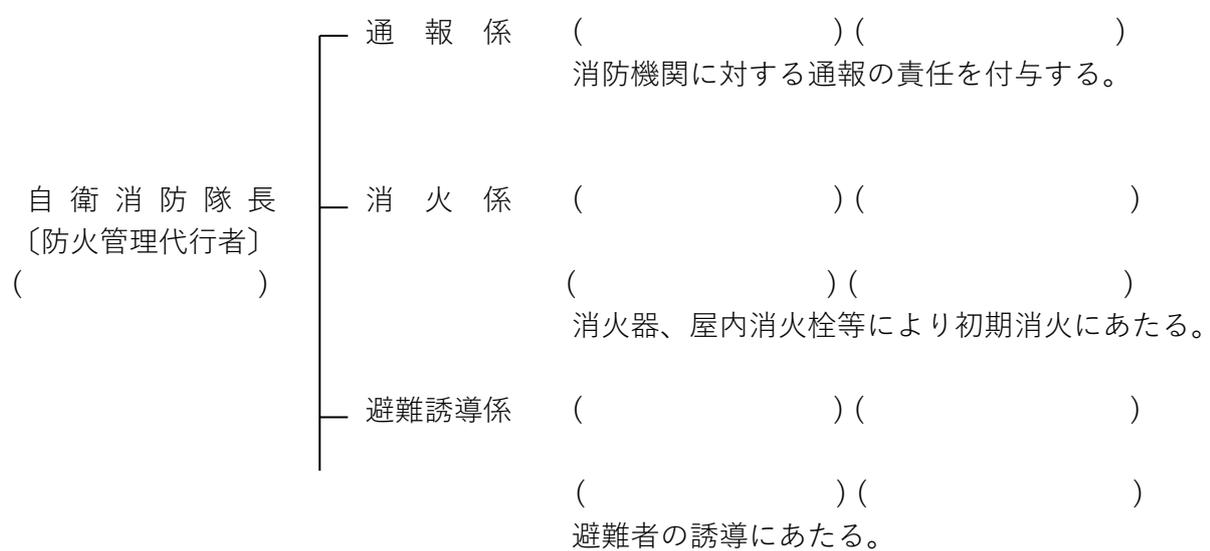
()		及び点検。
— 消火設備自主点検員 ()		簡易消火用具、消火器、屋内・屋外消火栓設備、スプリンクラー設備の点検。
— 警報設備自主点検員 ()		非常警報器具、非常警報、放送設備、自動火災報知設備の点検。
— 避難設備自主点検員 ()		避難階段、非常口、誘導灯、救助袋、緩降機、梯子、ロープ等の点検。

**別表第2
自衛消防組織編成表**

自衛消防隊長 ()	通報係 () ()	消防機関に対する通報の責任を付与する。
防火管理者 ()	消火係 () () () ()	消火器、屋内消火栓等により初期消火にあたる。
	避難誘導係 () () () () () ()	避難者の誘導にあたる。
	搬出係 () () () ()	重要書類、重要物件等の非常搬出にあたる。

別表第2の2

夜間・休日等の防火管理体制



別表第3
点検検査基準

1. 自主検査

区 分	検 査 内 容	回 数	検 査 員
整 理 清 掃 状 況	屋 内 ・ 屋 外	終 業 後 1 回 以 上	
た き 火 ・ 喫 煙 管 理 状 況	屋 内 ・ 屋 外	随 時 ・ 終 業 後	
火 気 使 用 施 設	機 械 器 具 の 管 理	始 ・ 終 業 各 1 回 以 上	
電 気 設 備	全 般 事 項	毎 月 1 回 以 上	
危 険 物 等 関 係	全 般 事 項	随 時	

2. 消防用設備等点検

区 分	機 器 点 検	総 合 点 検	点 検 業 者 名
消 火 器 具	6 ヶ 月 毎 に 1 回		
誘 導 灯 ・ 誘 導 標 識	6 ヶ 月 毎 に 1 回		
屋 内 ・ 屋 外 消 火 栓 設 備	6 ヶ 月 毎 に 1 回	1 年 間 に 1 回	
ス プ リ ン ク ラ ー 設 置	6 ヶ 月 毎 に 1 回	1 年 間 に 1 回	
自 動 火 災 報 知 設 備	6 ヶ 月 毎 に 1 回	1 年 間 に 1 回	
非 常 警 報 器 具 ・ 設 備	6 ヶ 月 毎 に 1 回	1 年 間 に 1 回	
漏 電 火 災 警 報 器	6 ヶ 月 毎 に 1 回	1 年 間 に 1 回	
避 難 器 具	6 ヶ 月 毎 に 1 回	1 年 間 に 1 回	
火 災 通 報 装 置	6 ヶ 月 毎 に 1 回		

教 育 訓 練 計 画

計 画 事 項	計 画 内 容	実 施 時 期
従 業 員 に 対 する 教 育	1. 防火管理機構の周知徹底	年 1 回
	2. 防火管理上の遵守事項	
	3. 防火管理に関する従業員各自の任務ならびに責任の周知徹底	
	4. その他防火管理業務遂行上必要な事項	
新 任 者 に 対 する 教 育	1. 防火管理機構の周知徹底	随 時
	2. 防火管理上の遵守事項	
	3. 防火管理に関する従業員各自の任務ならびに責任の周知徹底	
	4. 安全な作業等に関する基本的事項	
	5. 消防計画の周知徹底	
自 衛 消 防 訓 練	1. 通報訓練	年 2 回以上
	2. 消火訓練	
	3. 避難誘導訓練	